

車椅子貸出要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、善通寺市に住所を有し、在宅で介護が必要な方に、車椅子を貸出し、日常生活の支援と、介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人善通寺市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(貸出対象者)

第3条 車椅子を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高齢者及び障害者で歩行が困難な者。ただし、車椅子を使用する者が、他の法律等によりその便宜が受けられる場合は除く。（他法の手続きに時間がかかる場合は、その期間について貸出しを行うものとする。）
- (2) 事故及び疾病等により車椅子を使用しないと日常生活に支障がある者。
- (3) その他、会長が特に必要があると認められた者。

(利用許可の申請)

第4条 利用者は、車椅子貸出申請書兼同意書（様式）に必要事項を記入のうえ、社協会長に提出しなければならない。

(利用許可)

第5条 会長は前条に規定する申請書を審査し、支障がないと認めるときは車椅子を貸出しする。

(利用者の義務)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 目的以外に使用してはならない。
- (2) 第三者に譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 常に点検を行い事故のないよう細心の注意を払い、適正な管理を行わなければならない。

(返 却)

第7条 利用者は、次に掲げる理由が生じた場合、現状に復し、速やかに車椅子を返却しなければならない。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 車椅子を利用する必要がなくなったとき。
- (3) 第3条に定める貸出対象者でなくなったとき。

(貸出期間)

第8条 貸出期間は、1年以内とする。ただし、必要と認められる場合は、貸出期間をさ

らに1年間延長する事ができ、その後も同様とする。

(利用料)

第9条 車椅子の利用料は次のとおりとし、1年を越えて利用する場合は、利用する年の年度末までに遅滞なく納入しなければならない。ただし、利用が年度内に終了する場合は、車椅子を返却する際に、その月分までの利用料を納入しなければならない。

車椅子 1か月 500円

2 車椅子の利用料を利用する年の年度末までに納入しない場合は、貸出している車椅子を撤収する。その際においても、利用料が免除されることはない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、車椅子を破損又は滅失したときは、直ちに届けるとともに、現物又は修繕費用の実費をもって賠償するものとする。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、現物又は修繕費用の実費を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償の免責)

第11条 利用者が車椅子の使用中に起こし事故については、利用者がその責任において処理するものとし、社協は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。